経済産業省

技術等情報の管理に係る認証制度

平成３０年１０月

製造産業局技術戦略室

技術等情報管理の重要性

- 経済のグローバル化、IoT技術の進展もあり、企業にとって重要な技術などの情報は、様々な経路での流出リスクあり。
- こうした技術などの情報を適切に管理することは、我が国の競争力の確保・向上のためにも重要。
- 一方で、技術などの情報は、守秘管理だけではなく、共同研究での共有、効率的な生産等のためのサプライチェーンでの利用など活用しつつ管理することが重要。そのため、事業者における重要な技術情報の管理（守り方）の手法を整理し、産業界で広く使うことができるよう、基準となる事項を整理したものを、昨年４月に公表（重要技術管理ガイドライン）。
- ガイドラインについて、事業者からは具体的な守り方がわかった、など好意的な反応が寄せられたが、同時に、以下のような声あり。

①実際に相手方がどの程度守っているかを公的に確認してくれた方が安心

②ガイドラインを守っていることを確認、認証してくれると自らのインセンティブとなる

技術等情報管理の認証とは？

- 企業の技術等の情報の管理について、国で示した「守り方」に即して守られているかどうかを、国の認定を受けた機関による認証を受けられる制度。

平成３０年５月に成立した改正産業競争力強化法において、認証を行う機関の認定制度を創設。
（平成３０年９月２５日施行）

事業所管大臣・経済産業大臣

国は、認証機関が、国が示す一定の方法（認証手法）により、認証を行うことができる体制を有しているか等を確認し、認定。

認定

➡国が認証機関をマネジメント（改善命令、認定取消し等）。
➡認定を受けた認証機関は国で公表。

認定技術等情報漏えい防止措置認証機関
（認証機関）

認証機関は、企業からの要請に応じて、認証手法に従って、国が示す「守り方」（認証基準）に即して技術等の情報の管理が行われているかを確認し、認証。

認証

➡統一的な見方で、技術等の情報の管理の状況を評価。
➡体制だけでなく、具体的な管理手法も評価。

企業

➡企業は、大事な技術等の情報を特定、その情報の態様と価値等に応じて、守り方を選択。

技術等の情報の管理に係る認証機関の認定制度の概要

技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針
（関係省庁共同告示）

○**基本的な方向**として、オープンイノベーション等の面からの情報管理の重要性等を示すとともに、関係省庁ではWeb等での広報、説明会の開催に努める旨を定める。
○**認定基準**となるべき事項として、認証業務の実施の方法を適確に実施できる体制、経理的基礎及び認証業務のリスクに備えるための保険等の対応を求める。
○**中小企業への配慮事項**として、過度なコスト求めないこと、中小企業認証取得の状況等の必要な情報を経産省で収集し、その評価結果に基づき、必要な対応を検討すること等を示す。

技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法
（関係省庁共同告示）

○**自己適合宣言確認型認証、現地審査を含む認証の二段階の認証**の手法を定める。
○**公平な認証業務の実施**等を求める（認証機関の認定の国際基準とも整合性を確保。）。

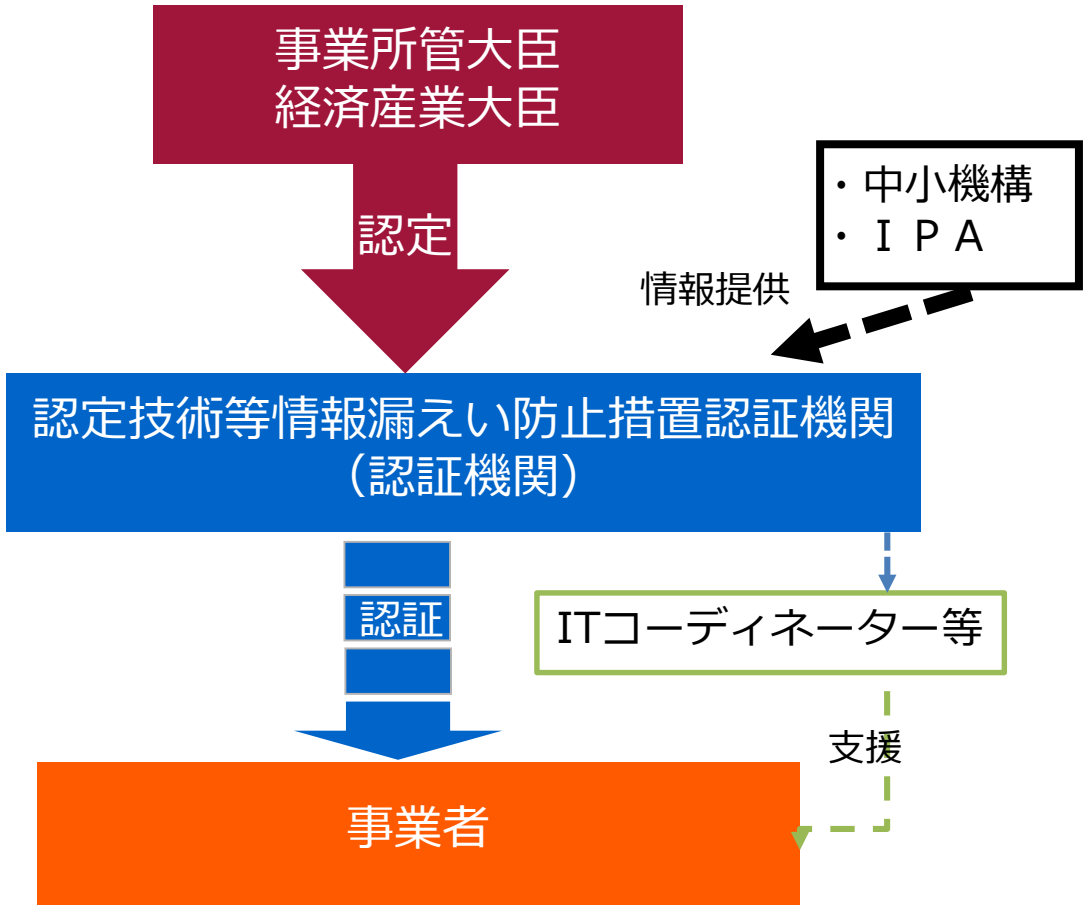

技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準　（関係省庁共同告示）

○**適切な管理をする必要がある技術等情報の見極め（特定）をすること、選択制の措置のうち必要な措置を決定すること、責任者を置くこと、情報へのアクセス管理の実施等を基礎的な事項**として定める。
○**具体的な措置**（保管容器や立入制限区域の物理的強度、警備体制等のソフト面での対応、情報システムのセキュリティの確保等）は**選択制。基礎的なレベルのものからハイレベルなものまでを列挙**し、基準を参照しつつ、**ステップアップをしていくことが可能なように設計**する。

技術等情報管理の認証の活用の例（情報を渡す）

- 適切な管理を条件にビジネスパートナーに自社の大事な情報を渡す場合には、認証を活用し、具体的な情報管理の状況を知ってから渡すことが可能に。

企業

認証基準（守り方）を活用。

➡取引の相手方に求める具体的な技術等の情報管理策をあらかじめ提示。

認証機関が確認・評価した情報管理の状況を利用。

➡取引先の具体的な技術等の情報管理の状況を認証を通じて把握。
➡状況の把握コストを低減しつつ、一定の信頼性を確保。

企業

取引先への適切な情報管理の条件では、秘密保持契約の締結や自己チェックリストを提出させることが主。

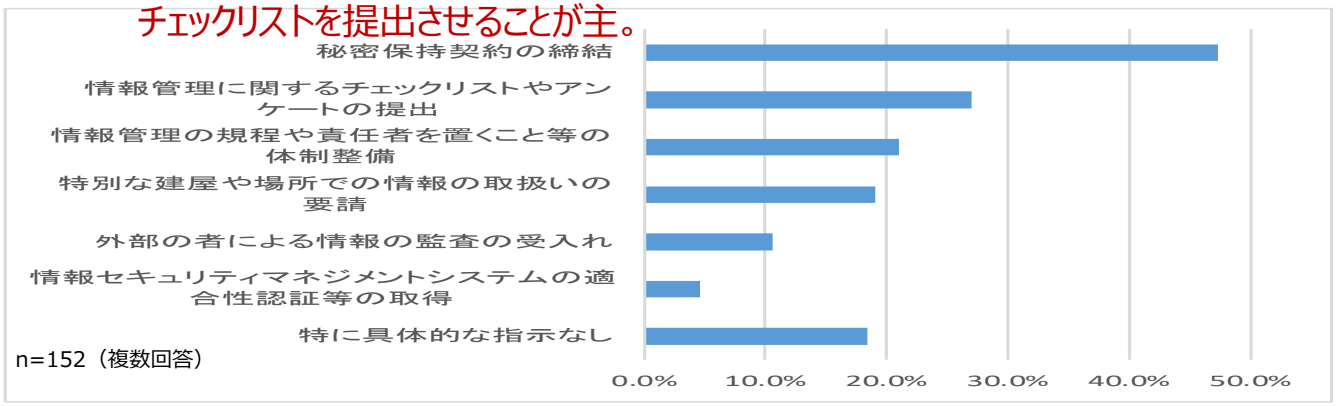

（出典）平成30年度企業における情報の取扱い等の現状等に関する実態調査（MRI）（経産省委託事業）

技術等情報管理の認証の活用の例（自己アピール・ステップアップ）

- 認証を取得することで、自社が情報の管理を適切に行っていることを示し、信頼できる企業であることをアピール。
- 認証は二段階かつ、様々な管理策が提示されており、ステップアップしやすい仕組み。

◆ 認証基準では、以下のような項目につき具体的な管理策を記載。

①管理者の選任

➡小規模の場合は経営者の兼任も可能。

②情報の取扱い（管理、複製、廃棄等）

➡USB等への情報の記録の管理なども含め作成から廃棄までのプロセスを通じた適切な管理の実施。

③従業員向けトレーニング

➡具体的な技術等情報の取扱手続、報告手続、違反があった場合の処分の周知等のトレーニング項目を具体的に提示。

④情報のアクセス制限（人）

➡情報へのアクセス権の制限を基礎に、アクセス権を設定する際の考慮事項等も提示。

⑤情報を保管する金庫や扱うエリア

➡金庫で保管できるものは保管し、金庫で取り扱えないものは情報を取り扱うエリアを制限しつつ、鍵の管理のみならず、金庫、制限エリアの構造等の強度を具体的に提示。

⑥情報システムのセキュリティ

➡電子情報の場合は、USB等の持出しやサーバ上のアクセスの管理を基礎に、ファイアウォールの導入、ログ取得、IDS、IPS導入等を具体的に提示。データセンタへのハウジング、クラウド管理も想定。

等

◆ 基礎的な管理策からハイレベルな管理策までを用意。

情報の態様、価値等に応じて
必要な管理策を選択して実施。

企業

認証を認証機関に依頼

自己宣言認証
（自己チェック＋チェックプロセス監査）

or

通常の認証
（現地審査までを実施）

認証機関

経済産業省による支援

- 企業における認証制度の活用に向けて、以下のような支援を検討中。

◇パンフレットの作成

◇認証取得企業の経産省のWebページでの紹介
技術等情報管理に積極的に取り組んでいる企業として、（企業の希望に応じて）認証取得企業を紹介。

◇自己チェックシートの提供
基礎事項と選択事項の別、わかりやすい注釈、認証を受けるために取っておくことが必要な記録等を含めた「セルフチェックシート」を準備。

◇企業担当者向けの研修素材の提供
企業の担当者が何をしたらよいかがわかるような資料や従業員向けの研修資料を準備。

お問い合わせ先

経済産業省製造産業局　製造産業技術戦略室
電話　０３－３５０１－０５９６
技術等情報管理認証制度　担当あて